

# 大分大学利益相反ポリシー

平成18年3月27日

国立大学法人大分大学

## 1. 目的

大分大学は、大学憲章に掲げる目標と方針に基づき、地域の拠点大学として、人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与することを目的としている。

法人化にともない、教育・研究とともに社会連携が大学の主要な責務となった。大学は産学官連携ならびに自治体連携を通じて自らの研究成果を活用することにより、地域社会に貢献することが強く求められている。このために、本学は、社会の要請に応じて共同研究等を通して研究成果の還元を積極的に行うとともに、総合的かつ継続的な連携を目ざして、地域の都市や企業等との間で包括的連携協定の締結を推進している。

このような社会連携を進めるにあたって、大学や職員が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことが当然に想定される。また一方で、大学と企業等との立場の相違から、職員と企業等との関係の中で生ずる利益や責務が大学におけるそれらと衝突する、いわゆる「利益相反」と呼ばれる状況を生じる可能性がある。これへの適切な対応を怠ると、場合によっては大学の社会的信頼等を損ないかねず、結果として社会連携の推進自体が阻害される恐れがある。

「利益相反」は大学が社会との連携を進めていく中で必然的に起こりうる問題であり、その発生自体は、社会連携の推進と相容れないものではない。本学においては、「利益相反」の故に社会連携に消極的になるのではなく、いかにそれに対処すべきかをガイドラインとして指し示すことが必要と考える。

このような視点から、大分大学は、社会連携の健全な推進と職員が安心して社会連携に取り組める環境を整備するため、利益相反に関する学内ルールの整備及びマネジメント方法等の構築を目指すこととする。まずここに、利益相反の定義並びにマネジメント体制等の基本的な考え方を「利益相反ポリシー」として定める。

## 2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

(1) 大分大学は知的財産ポリシーに明示されているとおり、研究成果による社会への貢献を教育・研究と並ぶ第三の使命として位置づけ、社会連携を積極的に推進する。

(2) 職員が安心して社会連携に取り組めるよう、利益相反に関する学内ルール及びシステムを整備する。

(3) 個別の事例に応じて適切な解決方法を提案・実施するため、その手続き・体制を整備する。

(4) 利益相反に関して定める規則等は、国立大学法人大分大学が定める職員就業規則、倫理規程、兼業に関する規程やその他の規則等と整合性を持つようにする。また、適宜見直しを行い、社会通念上妥当なものとなるよう留意する。

### 3. 利益相反の定義

大分大学は、利益相反を次のとおり定義し、マネジメントの対象とする。

#### (1) (狭義の) 利益相反

##### ①個人としての利益相反

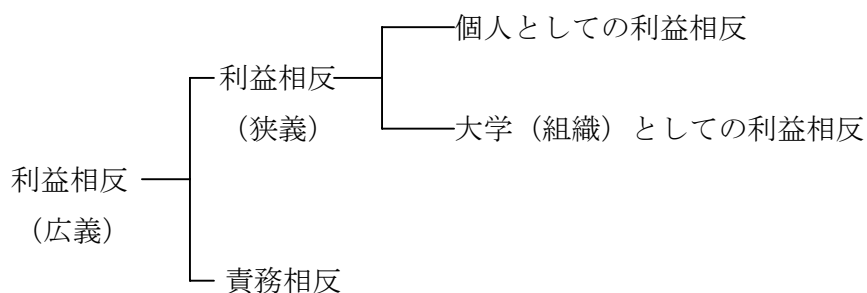
職員個人が得る利益と大学における職員個人の責務とが相反している状態をさす。たとえば、職員が大学の職務として共同研究を遂行しているにもかかわらず、社会から疑念を抱かれるような形で、特許の実施料収入や兼業報酬等、特定の企業から金銭的利益を得ている場合などが該当する。

##### ②大学(組織)としての利益相反

大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任とが相反している状態をさす。たとえば、大学が社会連携活動の一環として共同研究等を実施しているにもかかわらず、社会から疑念を抱かれるような形で特定企業との大規模な研究契約の締結や大学が有する特許等について企業への実施権の設定等を行う場合などが該当する。

#### (2) 責務相反

大学における職員の職務遂行の責任と、企業等に対する職務遂行の責任が両立しえない状態をさす。たとえば、職員が企業の役員や技術指導等の兼業活動を行っている場合に、企業での業務に関する責任を優先したために、休講が多い、あるいは研究室に不在がちで学生への対応が不十分である場合などが該当する。



#### 4. 対象者の範囲

当面、本学の職員のうち教員（教授・助教授・講師・助手）を対象とする。なお大学の管理運営や技術移転等の社会連携に関与する教員以外の職員及びポストドク・大学院生については今後検討する。

#### 5. マネジメント体制

当面は、産学官連携推進部門会議において、利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行う。

#### 6. マネジメント方法の確立

当面は、産学官連携推進部門会議において、利益相反の具体的な事例を収集・分析し、次の事項について調査・検討を行った上で、本学の職員等が安心して社会連携活動に取り組めるよう、利益相反の学内ルールやガイドライン及び具体的なマネジメント方法を確立する。

- ・利益相反の可能性の分析
- ・開示すべき情報の検討
- ・情報開示の方法
- ・就業規則，職員兼業規程，職員倫理規程等，関係規程との整合性
- ・啓発活動の方針
- ・その他マネジメント方法を確立する上で必要な事項